

交通反則公示通告書

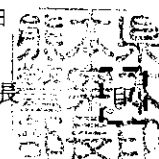
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第 129 条第 3 項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 8月17日

熊本県警察本部長



令和 8年 8月17日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

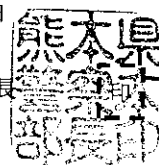
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
- (2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 8月18日

熊本県警察本部長



令和 8年 8月18日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

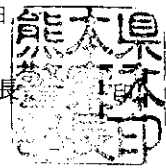
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 8月19日。

熊本県警察本部長



令和 8年 8月19日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

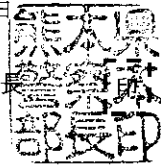
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 8月20日

熊本県警察本部長



令和 8年 8月20日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 8月21日

熊本県警察本部長



令和 8年 8月21日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 8月24日

熊本県警察本部長



令和 8年 8月24日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 8月25日

熊本県警察本部長



令和 8年 8月25日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第 129 条第 3 項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 8月26日

熊本県警察本部長



令和 8年 8月26日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

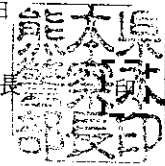
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 8月27日

熊本県警察本部長



令和 8年 8月27日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 8月28日

熊本県警察本部長



令和 8年 8月28日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第 129 条第 3 項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 8月31日

熊本県警察本部長



令和 8年 8月31日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月 1日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月 1日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

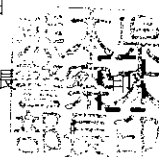
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月 2日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月 2日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

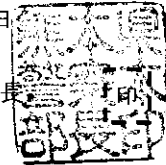
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月 3日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月 3日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月 4日

熊本県警察本部



令和 8年 9月 4日 出力ページ 1

[illegible]